

福祉環境委員会

令和元年 8 月 29 日 (木)
10 時 00 分～ 時 分
第 1 委員会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】新開書記

議 題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例の制定について

2 認知症予防の強化と早期発見についての政策提言について

3 その他

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (5) 認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする者をいう。
- (6) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患等の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の疾患の総称をいう。

（基本理念）

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取

り組むこと。

- (4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。

- 3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材の育成と正しい知識の普及)

第8条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必

要な施策を実施するものとする。

(認知症予防施策)

第9条 市は、認知症予防のための施策を積極的に実施するものとする。

2 市は、生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。

3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

(認知症の人とその家族への支援施策)

第10条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努めるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案条例説明資料

提案者 福祉環境委員会

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例
3	目的・理由	認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的として制定するものです。
4	概要	<p>1 基本理念（第3条）</p> <p>(1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。</p> <p>(2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。</p> <p>(3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取り組むこと。</p> <p>(4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。</p> <p>2 市の責務（第4条）</p> <p>(1) 認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施する。</p> <p>(2) 必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直す。</p>

3 市民の役割（第5条）

- (1) 認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努める。
- (2) 認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮する。
- (3) 日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努める。

4 事業者の役割（第6条）

- (1) 認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努める。
- (2) 市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努める。

5 関係機関の役割（第7条）

認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努める。

6 人材の育成と正しい知識の普及（第8条）

- (1) 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努める。
- (2) 認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施する。

7 認知症予防施策（第9条）

- (1) 認知症予防のための施策を積極的に実施する。
- (2) 生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行う。
- (3) 認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行う。

		<p>8 認知症の人とその家族への支援施策（第10条）</p> <p>(1) 認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援する。</p> <p>(2) 認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備する。</p> <p>(3) 行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努める。</p>
5	施行期日等	公布の日

認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)

「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」

令和 元 年 7 月

浜田市議会福祉環境委員会

1. はじめに

国の政策としても地域包括ケアシステムの構築が進められており、高齢になっても住み慣れた地域で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みづくりが急がれます。近年、内臓疾患においては医療が進歩して長寿命化が果たされている一方で、脳機能の低下による認知症の治療法は確立しておらず、早期発見の重要性が指摘されています。高齢化と人口減少が進み、要介護認定率・介護保険料が全国でも高い浜田市において、今後も介護・医療にかかる給付費や保険料の増加が見込まれます。

福祉環境委員会では、平成16年から今日までの粘り強い取組により認知症予防で大きな成果をあげておられる鳥取県琴浦町の視察調査を行いました。この事例を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を行うために官民一体となって取組む体制づくりを進めることで元気な高齢者を増やし、浜田で暮らすことの満足度を高める必要があると考えます。また、介護認定率の高さが医療保険料と介護保険料の高騰につながっていることに鑑み「認知症予防の強化と早期発見について」政策提言を行うことといたしました。

2. 調査内容

平成30年 11月 15日	鳥取県琴浦町 視察
平成31年 3月 25日	政策提言について協議
平成31年 4月 11日	政策提言について協議 (テーマの決定)
平成31年 4月 22日	政策提言について協議
令和 元年 5月 13日	担当部局との意見交換
令和 元年 6月 3日	政策提言について協議
令和 元年 6月 4日	浜田市社会福祉協議会との意見交換会
令和 元年 6月 28日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7月 3日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7月 22日	(仮称)浜田市診療医との意見交換会
令和 元年 7月 31日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 8月 5日	政策討論会
令和 元年 8月 26日	認知症の人と家族の会との意見交換会
令和 元年 8月 29日	政策提言について協議

3. 浜田市の現状と課題

浜田市は認知症予防や介護予防、健康寿命の延伸などの事業を進めています。昨年度からは統括保健師を配置し、また、本年度からは「はまだ健康チャレンジ事業」を開始するなど、健康・医療施策に期待をするところです。しかしながら、現状として今ある事業の成果が、あまり見えていないことが課題と考えます。介護認定を受けている人の6割以上が認知症を発症していることから、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していることが窺えます。認知症サポーター養成

講座は開催され、受講者も増加している一方で、受講地区や受講者に偏りが見受けられます。また、1回の受講だけでは理解が難しく、受講者がサポーターとして地域で実践するには不十分だと考えます。

さらに、認知症の早期発見につながる検査等の機会が少なく、介護予防教室や地区サロンなどが実施されていますが、共通のプログラムは無く、これまでどのように検証をされてきたか明確ではありません。現状として認知症に対する正しい知識と、支え合いの意識の醸成はまだ進んでいないと考えます。

4. 先進自治体の取組

鳥取県琴浦町では、認知症の普及啓発と早期発見のために、65歳以上で介護未認定の方を対象に「ひらめきはつらつ教室」（講演、介護予防体操、タッチパネル式コンピューターを用いた1次^{*1}スクリーニング法「物忘れ相談プログラム」）を実施し、結果によっては2次検査（^{*2}TDAS検査）を行い、必要に応じて医師の診断を仰ぐ仕組みが構築されています。

また、TDAS検査の結果により、介護予防教室「はればれ」（TDAS検査で7～13点の人を対象に毎週1回）と「いきがい」（TDAS検査で6点以下の人を対象に2週に1回）では、認知症予防・転倒予防、閉じこもり予防が必要な人を対象に、血圧測定、健康チェック、健康体操、レクリエーション、頭の体操、口腔体操などを継続して実施することにより介護認定率や介護保険料の低減に寄与しています。

このような取組が進められたのは、関係者の熱意と住民の認知症に対する理解と支え合いの意識が高まったことによる成果だと考えます。

5. 提言事項

(1) 認知症の理解と普及啓発・早期発見

認知症の早期発見のために「ひらめきはつらつ教室」のような場を提供し、そこから改善や予防に発展させる仕組みづくりが必要です。このような教室は、^{*3}フレイル予防・^{*4}ロコモティブシンドローム予防など、運動機能・栄養・社会参加の3本柱を中心とした介護予防をしっかりと進めるためにも、効果的な場の提供であると考えます。

また、タッチパネル・TDAS検査や保健師等の専門職による問診に加え、家族や近隣住民の気付きにつなげるため、幅広い地域で認知症サポーター養成講座やセミナーなどを開催して、多くの市民に認知症に対する正しい知識・理解を深める機会を提供することが求められています。また、若年性の認知症も増加していることから、幼少期から中年期の市民に対しても啓発を行うために、全学校や企業でサポーター養成講座を実施し、地域にも積極的に開催の呼びかけを行うことが重要だと考えます。併せて認知症の手引きの配布やケーブルテレビでの啓発を行うなど、早期発見と普及啓発の取組を提案いたします。

- ① ふくっぴーサロンや高齢者サロンなどの集いの場を活用し、早期発見・治療につなげるためにタッチパネル式の認知症簡易検査（無料アプリ等の活用含め）を導入し、早期発見・治療につなげる。また、検査の結果に応じて開催回数を増やすなどの対策を行い、栄養指導や口腔指導、頭の体操や軽運動を実施する。
- ② 認知症サポーター養成講座を全市で開催し、各種団体や企業・学校などでの開催を積極的に要請する。また、量的に養成するだけでなく、活動の任意性を担保しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、養成講座の修了者が復習も兼ねて学習する機会を設け、地域で実践できる体制づくりを行う。
- ③ 認知症の症状や対応方法を分かり易く解説した手引きの配布や、ケーブルテレビを活用した啓発を行う。

(2) 相談・見守り体制の整備

地域包括支援センターの相談窓口は設置されていますが、周知が十分とは言えません。窓口の周知と相談ホットラインのような、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備とホームページ上で認知症の相談機関の情報や予防法が手軽に分かるサイトの立ち上げも必要だと考えます。また、すでに行われていますが、家族だけでなく近隣住民からの情報提供によって、保健師・看護師が自宅を訪問し、認知症の早期発見につながるケースもあることから、今ある支援の周知の強化も併せて提案いたします。

- ① ホームページや各種媒体を活用した相談窓口の周知と体制の整備、予防法や対応の仕方が分かるサイトの立ち上げと運営。
- ② 認知症初期集中支援チームの体制強化や、すこやか員と保健委員の名称の統一化、また、それらの委員、福祉委員及び食生活改善推進員などの既存団体の役割の明確化。
- ③ 認知症カフェなど悩みや経験を共有し、気軽に相談できる場の提供や、設置に対する支援。

※1 スクリーニング法 : 早期発見・早期治療につなげるための検査

※2 TDAS検査 : タッチパネル式コンピューターを用いる方法で、専門職の臨床心理士が不在でも検査が可能。所要時間は 10 分から 20 分程度で、15 点満点中 6 点以下は正常範囲、7 点から 13 点だとMCI(軽度認知症)、14 点以上だと認知症の疑いがある。

※3 フレイル : 加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねることで生じやすい衰え全般を指す。

※4 ロコモティブシンドローム(運動器症候群) : 骨、関節、筋肉などの「運動器」に障害が起こり、立ち歩いたりしづらくなった状態。